

青色防犯パトロールマニュアル

**FUKUOKA POLICE**

**70<sup>th</sup>**  
**ANNIVERSARY**



福岡県警察

令和6年7月

# 目 次

## ★青色防犯パトロールの基本

- 1 防犯パトロールの目的…………… P 3
- 2 青色防犯パトロールの考え方、心構…………… P 3
- 3 活動の内容…………… P 3
- 4 活動中の服装…………… P 4
- 5 活動中の携行品…………… P 4
- 6 青色防犯パトロール前の準備…………… P 4
- 7 活動に当たっての注意事項…………… P 5

## ★具体的な青色防犯パトロール活動

- 1 活動の時間・場所の選定…………… P 6
- 2 活動中の役割分担…………… P 6
- 3 地域住民への声掛けや子どもの被害防止のための防犯指導…………… P 6
- 4 非行防止のための少年への声掛け…………… P 7
- 5 子どもの通学路のパトロール…………… P 7
- 6 不審者（車）を発見した際の対応…………… P 7
- 7 交通事故に遭遇した場合…………… P 8
- 8 犯罪、事件等に遭遇した場合…………… P 8
- 9 通報要領…………… P 9
- 10 パトロール中に予想されること…………… P 9
- 11 交通ルールの順守…………… P 10

## ★手続き

- 1 証明書、標章、パトロール実施者証の再交付…………… P 11
- 2 証明書記載事項の変更…………… P 11
- 3 パトロール実施者の変更…………… P 11
- 4 証明の取消し…………… P 11
- 5 パトロールを実施しなくなったときの証明書等の返納…………… P 12
- 6 自動車の塗色…………… P 12

## ★青色防犯パトロールの基本

### 1 防犯パトロールの目的

- 犯罪・事故を未然に防止すること
- 地域住民の防犯意識を高めること
- 地域の連帯感を醸成すること
- 地域の犯罪抑止機能を向上させること

### 2 青色防犯パトロールの考え方、心構

- 安全第一に取り組む  
犯人を捕まえることが目的ではありません。  
安全第一で行いましょう。
- できることから始める  
初めから完全なものを求めると長続きしません。  
まずは、町内でのあいさつ、地域住民への声掛けなど、できることから  
はじめましょう。
- 気楽に、気長に  
気負わず、肩肘を張らず、気楽にやりましょう。  
気長にやることで、防犯の輪が広がり、犯罪の起きにくい環境が形成され  
犯罪の減少につながります。

### 3 活動の内容

犯罪のない「安全で安心できるまちづくり」の実現を目指すために、皆さんが行う活動として、次のようなものがあります。

〈例〉

- ① 犯罪の未然防止
- ② 地域住民への声掛けや防犯指導
- ③ 非行防止や子どもの被害防止を目的とした少年への声かけ
- ④ 犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検や警察等への通報
- ⑤ 犯罪や事故を目撃したら警察等へ通報
- ⑥ 不審者(車)を発見したら警察等へ通報
- ⑦ 子どもの通学路パトロール

## 4 活動中の服装

活動を行う際は、昼夜を問わず蛍光色等の目立つ服装にしましょう。  
また、できるだけ、帽子、ジャンパー、腕章を着用するなど、統一した服装で行いましょう。

靴は、活動しやすい運動靴を使用しましょう。

〈効果〉

- ・ 犯罪を行おうとする者や不審者に警告を発することになる
- ・ 地域の皆さんに、パトロール中であることをアピールできる
- ・ 皆さん自身を事件・事故から守ります！

## 5 活動中の携行品

活動を行う際は、活動マニュアル、実施者証、携帯電話、防犯ブザー、トランシーバー、警笛等を携行しましょう。

また、夜間に活動を行う際には、必ず懐中電灯を携行しましょう。

※ 特殊警棒、バット、木刀、ゴルフクラブ等の凶器となる物は、携行しないでください。携行することが犯罪となる場合があります。

## 6 青色防犯パトロール前の準備

### ① パトロール計画の作成

犯罪の発生状況、子供が登下校する時間帯に合わせてのパトロール等、効果的なパトロールを行うためにパトロール計画を立てましょう。

### ② 運行前点検の実施

車体に破損がないか、ガソリンやエンジンオイルは入っているか等の運行前点検を実施しましょう。

車体に「〇〇防犯パトロール中」の表示を行い、標章は自動車の後方から見えるように掲示しましょう。

### ③ 活動開始の報告

地域の皆さんに理解と協力を求めるためにも具体的にどのような活動をするのか、回覧板等を利用して地域のみなさんに知らせましょう。

## 7 活動に当たっての注意事項

- ① 青色防犯パトロール活動は、地域防犯活動のために行うものです。配達、通勤その他の業務を兼ねて行うことはできません。
  - ② 活動は、原則として週1回以上行ってください。
  - ③ 活動は、警察本部長から認められた地域のみで行ってください。
  - ④ 活動中は、実施者証を携行した人が必ず1名以上乗車してください。
  - ⑤ 実施者証の交付を受けた方は、概ね3年が経過するまでに再度講習を受けてください。
  - ⑥ 活動中以外は、青色回転灯等を外す（固定式の場合は布等で覆う）等してください。
  - ⑦ 活動中は、外から標章が分かるように掲示してください。
  - ⑧ 活動中は、自動車の車体に「〇〇パトロール」等表示してください。
  - ⑨ 警察本部長が認めた地域以外では、青色回転灯等を点灯させてのパトロールは行わないでください。デモンストレーション等運行実施申請をした場合は除きます。（デモンストレーション等とは、パレードやキャンペーン、特別警戒出動式等で実施場所以外での活動をする事）
- ※ パトロール中に違法行為を行ったり、青色防犯パトロールの実施方法を遵守していない場合は、証明が取り消される場合があります。

## ★具体的な青色防犯パトロール活動

### 1 活動の時間・場所の選定

活動は、犯罪が発生している時間や場所等を選定して実施してください。

〈例〉

- 空き巣等の侵入窃盗事件が発生している住宅街
- 子どもの通学路や公園等
- 自転車盗や車上ねらい等の犯罪が発生している場所

### 2 活動中の役割分担

活動中は、実施者証を所持している方の指揮の下、不審者（車）の服装やナンバー等を覚える人、警察に通報する人等、役割分担をしましょう。

### 3 地域住民への声掛けや子どもの被害防止のための防犯指導

犯人は、現場を下見することがあります。

犯人は、下見等の際に、住民から声を掛けられることを嫌います。

犯人が「見られている」「顔を覚えられた」と警戒するからです。

〈例〉

- 普段から、見知らぬ人に対しても、相手の目を見て「こんにちは。」等と積極的に挨拶をする。
- 自転車を利用している女性やお年寄りを見かけたら、「ひったくりに注意しましょう。自転車のかごには防犯ネットを装着しましょう。」等と注意を呼び掛ける。
- 女性やお年寄りが人通りの少ない道を通っていたら、「明るい道を通りましょう。」「バックなどは建物側に持ちましょう。」等と注意を呼び掛ける。
- 子どもだけで遊んでいたら、「知らない人にはついて行ってはいけないよ。早く家に帰ろうね。」等と注意を呼びかける。

## 4 非行防止のための少年への声掛け

少年に対しては、下記のような行為を見かけたら、声掛けをお願いします。

〈例〉

○ 夜間、少年たちだけで、公園、ゲームセンター、コンビニ等でたむろしているとき

○ 自転車に2人乗りをしているとき

※ 声を掛けるときは、相手よりも多い人数で行ってください。

※ 少年が、喫煙や飲酒をしている場合は、警察に通報して下さい。

## 5 子どもの通学路のパトロール

子どもの連れ去り事件等の犯人は、子どもが一人でいる時を狙います。子どもを犯罪や事故から守るため、次の点に注意して青色防犯パトロール活動を行ってください。

○ 青色防犯パトロール活動中は、通学路に不審な人（車）がいないか確認してください。

○ 集団での登下校を呼び掛けるなど、子どもたちには積極的に声を掛け、注意を喚起してください。

○ 子どもたちが危険な遊びをしていたらその場で注意し、学校関係者等にも連絡してください。

## 6 不審者(車)を発見した際の対応

○ 不審者等を発見した場合は、性別、年齢、身長、服装、髪型、所持品等をメモしましょう。

○ 相手が、車やオートバイ等で逃走しても追いかけずに、色、型、ナンバー、乗車人員、逃走方向等をメモしましょう。

※ 「不審者情報連絡シート」を活用してください。

## 7 交通事故に遭遇した場合

青色防犯パトロール活動中、交通事故に遭遇した場合は、次の点に留意して対応してください。

- ① 負傷者の救護  
負傷者の意識の有無を確認し、原則負傷者を歩道などの安全な場所へ移動させる。
- ② 通報  
負傷者の負傷の程度により、119番通報を優先して行い、その後、110番通報を行う。
- ③ 二次的交通事故（追突など）の防止  
ハザードランプを点滅させたり、発煙筒を使用して、周囲の車両に交通事故が発生していることを知らせる。

冷静沈着、まずは自分が落ち着くこと  
～周囲の人に協力を求めましょう。～

## 8 犯罪、事件等に遭遇した場合

青色防犯パトロール活動中、犯罪や事件等に遭遇した場合は、次の点に留意して対応してください。

- ① 速やかに110番！
  - ・ 犯人等の特徴、内容をメモする。  
～発見日時、場所、犯人の特徴、使用車両ナンバー、逃走方向等～
- ② 安全確保
  - ・ 危険を感じたら、周囲の人とともに素早くその場から離脱する。
  - ・ クラクションを鳴らし、周囲に助けを求める。  
～臨機応変な対応が大切～
- ③ 追跡行為の禁止
  - ・ 車両による追跡行為は行わない。  
～青色防犯パトロール車は緊急車両ではない～
- ④ パトロール再開の時期
  - ・ 警察官の到着後、警察官に内容を引継ぎ、パトロールを再開する。

## 9 通報要領

110番通報や119番通報をする場合は次の点に留意して実施してください。

- ① 事案名を伝える
  - ・ 110番の場合  
交通事故、ひったくり、けんかなど
  - ・ 119番の場合  
火事か、救急か
- ② 通報者の氏名、立場を明確に
  - ・ 青色防犯パトロールをしている●●です。
  - ・ ●●を目撃したので通報しています                      など
- ③ 内容の説明要領  
※ 警察官の問い掛けに答えて下さい。

いつ・・・「つい先程」「午後7時30分ころ」など  
どこで・・・「福岡市中央区●●の●●北側」など  
だれが・・・「●●さんという方が」など  
なにを・・・「現金が入ったバッグを」など  
どうして・・・「ひったくられて」など  
どうなった「転倒してけがをした」など

## 10 パトロール中に予想されること

- 事件・事故の届出を受けた場合
    - ・ 急を要する場合は、迷わず110番通報してください。
    - ・ 急を要しない場合（過去の事件、事故の届出）は、最寄りの警察施設を教示してください。
  - 拾得・遺失の届出を受けた場合
    - ・ 拾得・遺失者自身が警察や施設管理者に届け出るように教示し、決して預からないでください。
- ※ 後に「拾った物の中に現金が入っていた。」「拾ったのはそれだけではない。」などのトラブルを回避するためです。

## 1 1 交通ルールの順守

青色防犯パトロール活動中は、次の点に注意して一般ドライバーの模範となるように安全運転に心掛けてください。

- シートベルトは必ず着装し、運転中は携帯電話を使用しないでください。
- 法定速度を守って運転し、駐車禁止場所には駐車しないでください。
- 交差点や横断歩道付近では、安全確認を行いましょう。
- 無理な割り込み運転、あおり運転をしてはいけません。
- 70歳以上の方が運転する際は、高齢者運転標識を活用しましょう。
- 脇見運転とならないよう注意しましょう。

## ★手続き

### 1 証明書、標章、パトロール実施者証の再交付

証明書を紛失したとき、また、標章・パトロール実施者証を紛失や、き損、汚損したときは、再交付申請書を提出し（き損、汚損した場合には標章やパトロール実施者証を添えて）再交付申請をしてください。

### 2 証明書記載事項の変更

証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更、使用自動車の変更（自動車の車種変更、パトロール使用車両の追加又は削減）又はパトロール実施地域の変更を行うときは、証明書記載事項変更申請書に証明書及び必要な書類を添付し、申請してください。

変更が認められた場合には、証明書の変更箇所を修正の上交付し、標章やパトロール実施者証に変更箇所がある場合は、変更前のものと引替えに新たなものを交付します。

### 3 パトロール実施者の変更

パトロール実施者の変更を行うときは、パトロール実施者変更申請書にパトロールを実施しないこととなる方のパトロール実施者証を添えて、申請をしてください。

### 4 証明の取消し

次の場合には証明を取り消すことができます。

- ① 自動車による自主防犯パトロールを停止したとき
- ② 証明の申請の内容に虚偽があったとき
- ③ 青色回転灯等の装備が認められるために必要な要件を満たす団体でなくなったとき
- ④ 継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき
- ⑤ 適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき（受講すべき講習を受講しないとき、配達や通勤など他の業務を兼ねて青色回転灯によるパトロールを行ったときなど）
- ⑥ 自主防犯パトロールの実施方法に違反したときその他不適切な活動を行ったとき。  
～ 取消しは、証明取消通知書により当該団体に通知します。

通知を受けた団体は、速やかに交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納するとともに、当該団体が使用していた自動車の使用者は、運輸支局等に自動車検査証の「自主防犯活動用自動車」の記載の削除を申請しなければなりません。

## 5 パトロールを実施しなくなったときの証明書等の返納

青色回転灯等を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施しなくなったとき（団体として活動をやめるとき）は、返納届に交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて返納しなければなりません。

又、自動車の使用者は、運輸支局等に自動車検査証の「自主防犯活動用自動車」の記載の削除を申請してください。

### ※ 道路運送車両法第67条（自動車検査証の記載事項）

自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。

関連項目 2 証明書記載事項の変更

4 証明の取消し

5 パトロールを実施しなくなったときの証明書等の返納

## 6 自動車の塗色

自動車の車体の色を、パトカーその他の警察車両に類似した、白黒ツートンの塗色とする場合は、車体への表示を「〇〇市防犯パトロール」などと大きく表示するなど、警察車両と明確に識別できるような措置をとってください。

なお、青色回転灯等を装備する車以外の自主防犯パトロール車についても同様です。

また、白黒ツートンの車両は、そのほとんどがパトロール専用車両として申請がなされており、青色回転灯等の装着や点灯の有無にかかわらず、住民からの援助要請等を受けることが予想されるので、運行する際は青色防犯パトロール講習を受講した実施者証所持者が乗車してください。

### ※ 各種申請の必要書類や記載例については、県警ホームページに掲載しています。

不明点等あれば、届出を行う管轄警察署までご連絡ください。

### ※ 平成22年から福岡県において自主防犯パトロールの要に供する青色回転灯を装備した自動車の内、認定基準を満たした自動車（軽自動車を除く。）に対しては、自動車税種別割の全額が免除される制度が運用されています。

詳細は、管轄の県税事務所若しくは福岡県庁税務課直税第二係までお問い合わせください。（別添「青パトチラシ（R6年度時点）」参照。）

### ※ 軽自動車に対する減免制度の有無については、軽自動車税を管轄する各市区町村役場までお問い合わせください。